

問 4

工事現場に配置する技術者とは

建設工事の適正な施工を確保するためには、施工する工事現場に、建設工事の内容に合致した所定の資格・経験を有する技術者を設置し、施工状況の管理・監督をしなければなりません。（建設業法 第26条参照）

元請工事(小規模)や、下請工事には



主任技術者

- ① 1級、2級資格者
- ② 実務経験者

元請工事(大規模)には



監理技術者

- 1級資格者等

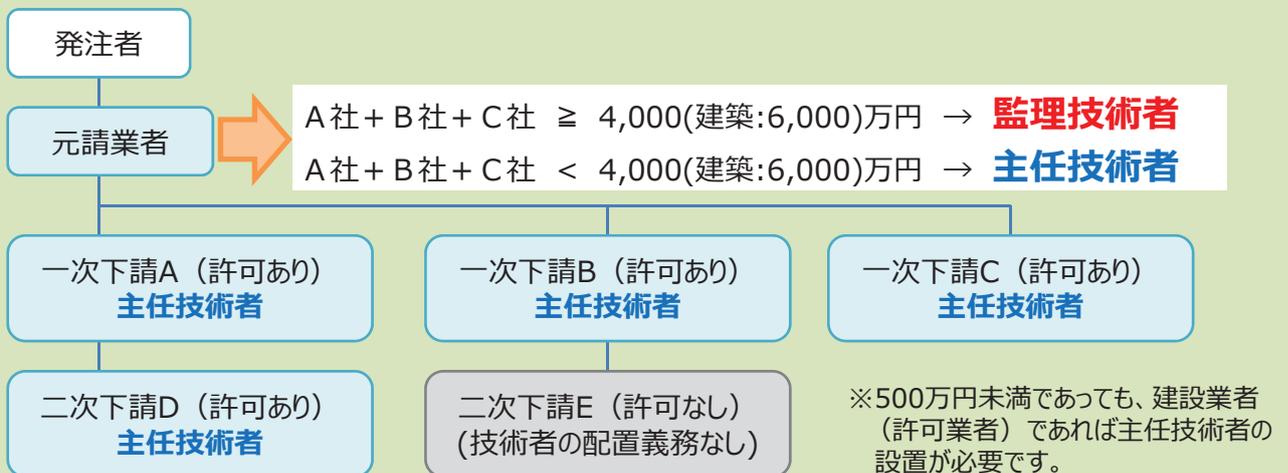
主任技術者

建設業者は、請け負った建設工事を施工する場合には、請負金額の大小、元請・下請に関わらず、必ず工事現場に施工の技術上の管理をつかさどる**主任技術者**を設置しなければなりません（特定専門工事において主任技術者の配置が不要となる下請負人を除く（8頁参照）。）。

監理技術者

発注者から直接工事を請け負い（元請）、かつ**4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上**を下請契約して施工する特定建設業者にあつては、主任技術者に代えて**監理技術者**を設置しなければなりません。

現場技術者の配置例



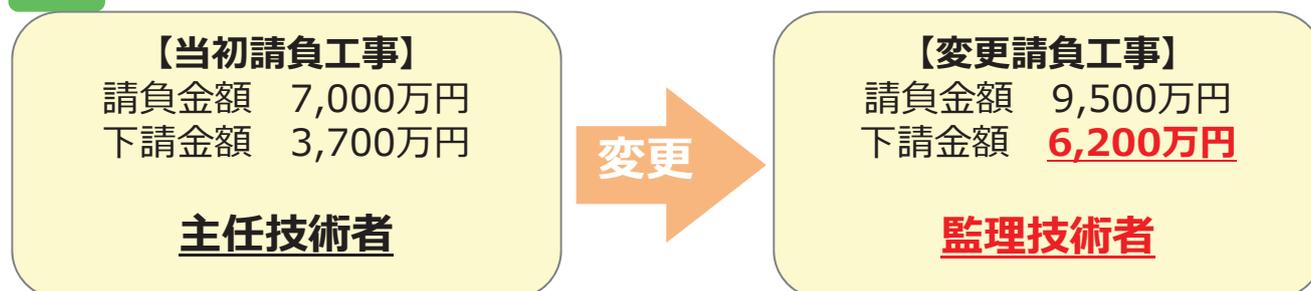
主任技術者から監理技術者への変更

当初は主任技術者を設置した工事で、大幅な工事内容の変更等により、工事途中で下請契約の請負代金の額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上となったような場合には、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者を設置しなければなりません。

ただし、工事施工当初においてこのような変更があらかじめ予想される場合には、当初から監理技術者になり得る資格を持つ技術者を設置しなければなりません。

（監理技術者制度運用マニュアル ニー二(3)参照）

例



雇用関係は

主任技術者又は監理技術者については、工事を請け負った建設業者との間に「**直接的かつ恒常的な雇用関係が必要**」とされています。

したがって**以下の①②のような技術者の設置は認められない**ことになっています。

（監理技術者制度運用マニュアル ニー四参照）

- ①直接的な雇用関係を有していない場合（在籍出向者や派遣社員など）
- ②恒常的な雇用関係を有していない場合（一つの工事期間のみの短期雇用など）

《 注意 》

- 国、地方公共団体等が発注する建設工事において、発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等については、所属建設業者から入札の申込のあった日（指名競争に付す場合であって入札の申込を伴わないものにあっては入札の執行日、随意契約による場合にあっては見積書の提出のあった日）以前に3ヵ月以上の雇用関係にあることが必要です。
- 恒常的な雇用関係については、監理技術者資格者証の交付年月日若しくは変更履歴又は健康保険被保険者証の交付年月日等により確認できることが必要です。

（監理技術者制度運用マニュアル ニー四(3)参照）

技術者制度の概要

許可を受けている業種		指定建設業（7業種） 土木一式、建築一式、管工事、鋼構造物、舗装、電気、造園			その他（左以外の22業種） 大工、左官、とび・土工・コンクリート、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設、解体		
許可の種類		特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業
元請工事における下請代金合計		4,000万円*1以上	4,000万円*1未満	4,000万円*1以上は下請契約できない	4,000万円以上	4,000万円未満	4,000万円以上は下請契約できない
工事現場の技術者制度	工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者		監理技術者	主任技術者	
	技術者の資格要件	一級国家資格者 国土交通大臣特別認定者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者		一級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	
	技術者の現場専任	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事*2であって、請負金額が3,500万円*3以上となる工事					
	監理技術者資格者証の必要性	公共工事、監理技術者の専任を要する民間工事のときに必要	必要なし		公共工事、監理技術者の専任を要する民間工事のときに必要	必要なし	

*1：建築一式の場合6,000万円 *2：P9参照 *3：建築一式の場合7,000万円

専門技術者の設置とは

- ①土木工事業や建築工事業を営む者が、土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、これらの一式工事の中に他の専門工事（軽微な工事は除く。）も含まれている場合には、それぞれの専門工事について主任技術者の資格を有する者（専門技術者）を工事現場に置かなければなりません。
- ②建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の建設工事（軽微な工事は除く。いわゆる附帯工事）を施工することができますが、その場合は、当該附帯工事について主任技術者の資格を有する者（専門技術者）を工事現場に置かなければなりません。

このため、①土木一式工事又は建築一式工事を受注してその中で併せて専門工事を施工する建設業者又は②附帯工事を施工する建設業者は、

1. **主任技術者又は監理技術者が、その専門工事又は附帯工事について、主任技術者の資格を有している場合、その者が専門技術者を兼ねる**
2. **主任技術者又は監理技術者とは別に、同じ会社の中で、他にその専門工事又は附帯工事について主任技術者の資格を有している者を専門技術者として設置する**
3. **その専門工事又は附帯工事について建設業の許可を受けている専門工事業者に下請けする**

のいずれかを選ばなければなりません。

特定専門工事における主任技術者の配置義務の見直し

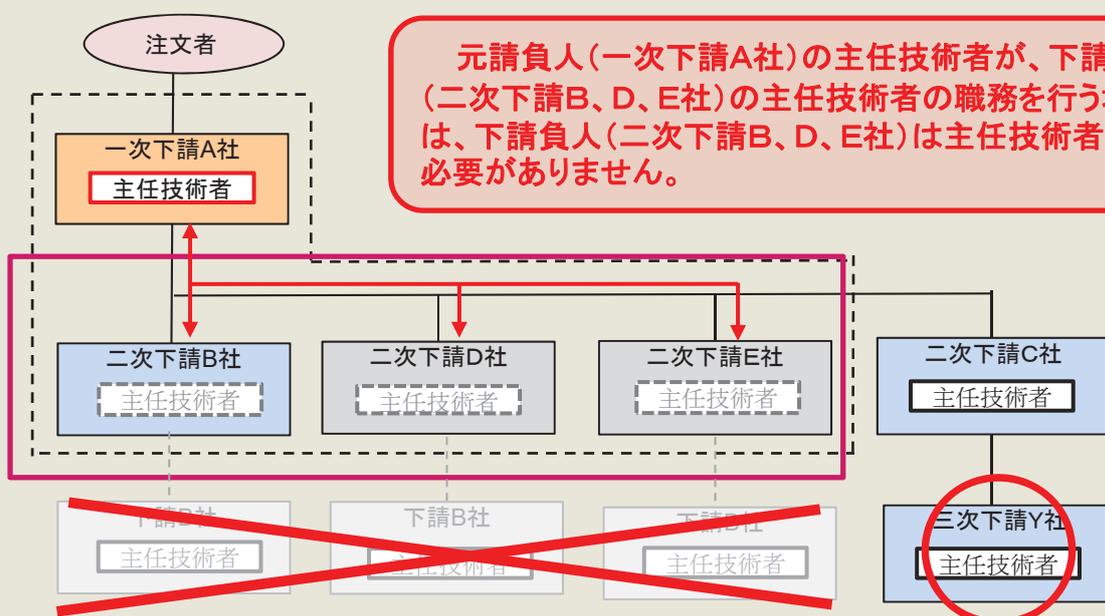
特定専門工事とは、土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術上の管理の効率化を図る必要がある工事をいいます。

特定専門工事においては、元請負人が置く主任技術者が、その行うべき職務と併せて、当該下請負人の主任技術者が行うべき職務を行うことを、元請負人と当該下請負人が書面により合意した場合は、当該下請負人は主任技術者の配置を要しません。

この主任技術者の配置が不要となる特定専門工事は、型枠工事又は鉄筋工事であって、元請負人が当該工事を施工するための下請契約の請負代金の額（下請契約が2以上あるときは合計額）が3,500万円未満のものが対象となります。

（建設業法 第26条の3、同法施行令 第30条参照）

＜一次下請の主任技術者が一括で施工管理をする場合＞※元請、二次下請以下でも同様の形で施工可能



※主任技術者を置かない下請負人（二次下請B、D、E社）の再下請負は禁止

- 元請負人（一次下請A社）の主任技術者は、次の要件を満たす必要があります。
 - ・当該特定専門工事と同一の種類 of 建設工事に関し1年以上指導監督的な実務経験を有すること。
 - ・当該特定専門工事の工事現場に専任で置かれること。

- 元請負人（一次下請A社）と下請負人（二次下請B、D、E社）は、以下の事項を記載した書面において合意する必要があります。

- ・当該特定専門工事の内容
- ・当該特定専門工事に係る下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上あるときは合計額）
- ・発注者から直接請け負った元請負人である場合は、下請契約の請負代金の額
- ・元請負人が置く主任技術者の氏名及び資格

なお、この合意の書面には、次の書面を添付しなければなりません。

- ・元請負人が置く主任技術者が、当該特定専門工事と同一の種類 of 建設工事に関し1年以上指導監督的な実務経験を有することを証する書面
- ・元請負人が置く主任技術者が、当該特定専門工事の工事現場に専任で置かれることを元請負人が誓約する書面

また、元請負人（一次下請A社）は、あらかじめ、注文者の書面による承諾を得なければなりません。（建設業法 第26条の3、同法施行規則 第17条の6条参照）